For the United States of America:



HILLARY RODHAM CLINTON
Secretary of State

省　令

○厚生労働省令第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百六十五号）の施行に伴い、及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「五十六人」を「五十人」に、「四十八人」を「四十三・五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。